

定 款

株式会社エフオン

株式会社エフオン 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社エフオンと称し、英文では、EF-ON INC. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気利用、ガス利用、給排水、廃棄物処理及び建物の効率化並びに省エネルギーのための技術、ノウハウの開発
2. 電気利用、ガス利用、給排水、廃棄物処理及び建物の効率化並びに省エネルギーのための冷暖房機器、空調機器、給排水機器、計測機器、制御機器、発電機器及びその排熱利用による空調、給湯等のシステム、照明機器、ガス機器、廃棄物処理装置の企画、設計、設置、工事、販売、賃貸、リース、メンテナンス、管理
3. 電気利用、ガス利用、給排水、廃棄物処理及び建物の効率化並びに省エネルギーのためのコンピュータソフトウェアの制作、販売
4. 建築一式工事、屋根工事、電気工事、内装仕上工事、電気通信工事及び管工事の請負、施工
5. 電力の売買業務及び売買の仲介業務
6. 発電及び電力の供給業務
7. 蒸気、温水、その他熱エネルギーの供給業務
8. 送配電業務
9. 発電、送電、変電若しくは電気の使用のために設置する機械、器具の売買及び賃貸借
10. 省エネルギーに関する情報提供、ウェブサイトの運営及びコンサルティング業務
11. 自家用電気工作物設置者等の委託を受けて行う電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務
12. 電気の使用及び安全に関する啓発、周知及び相談に関する業務
13. 風力、太陽光、地熱など、再生可能な資源による発電実績についての取引及び取引の仲介業務
14. 石油及び石油製品の販売
15. 液化石油ガス、天然ガスの販売
16. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬

17. 産業廃棄物、一般廃棄物の処理・処分
18. 廃棄物の処理・処分施設に係る企画設計、コンサルティング及び施設の管理運営の受託
19. 廃棄物のエネルギー転換、資源化、減量化のための調査・研究、技術開発
20. 廃棄物処理のための機器及び資材の販売
21. 廃棄物を原料・燃料とした商品の企画開発及び販売
22. 投資顧問業
23. 建築設計事務所の経営
24. 損害保険の代理業
25. 不動産の賃貸並びに仲介、斡旋、売買
26. 労働者派遣事業
27. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、69,840,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務については、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務及び常務各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任軽減)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第 33 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

2 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の終了

する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任軽減)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかつた時は、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任軽減)

第44条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当)

第47条 当会社は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

- 2 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 4 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間等)

第48条 支払開始の日から満3年を経過してもなお配当財産が受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 配当財産には利息をつけないこととする。

附則

(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)

第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

- 2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

平成 9年 5月27日設立
平成10年 6月22日改定
平成12年 4月27日改定
平成12年 6月26日改定
平成13年 6月25日改定
平成14年 6月24日改定
平成15年 6月12日改定
平成15年 9月11日改定
平成16年 2月19日改定
平成16年 9月27日改定
平成16年11月30日改定
平成17年11月21日改定
平成18年 5月 1日会社法及び

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
におけるみなし規定による変更

平成18年 9月22日改定

平成19年 9月20日改定
平成20年 9月19日改定
平成21年 1月 5日株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債
等の振替に関する法律等の一部を改正する法律におけるみなし規定による変更
平成21年 9月18日改定
平成22年 9月22日改定
平成25年 9月27日改定
平成26年 1月 1日改定
平成28年 9月27日改定
平成28年10月 1日改定
平成30年 7月 1日改定
令和 3年 9月28日改定
令和 4年 9月27日改定